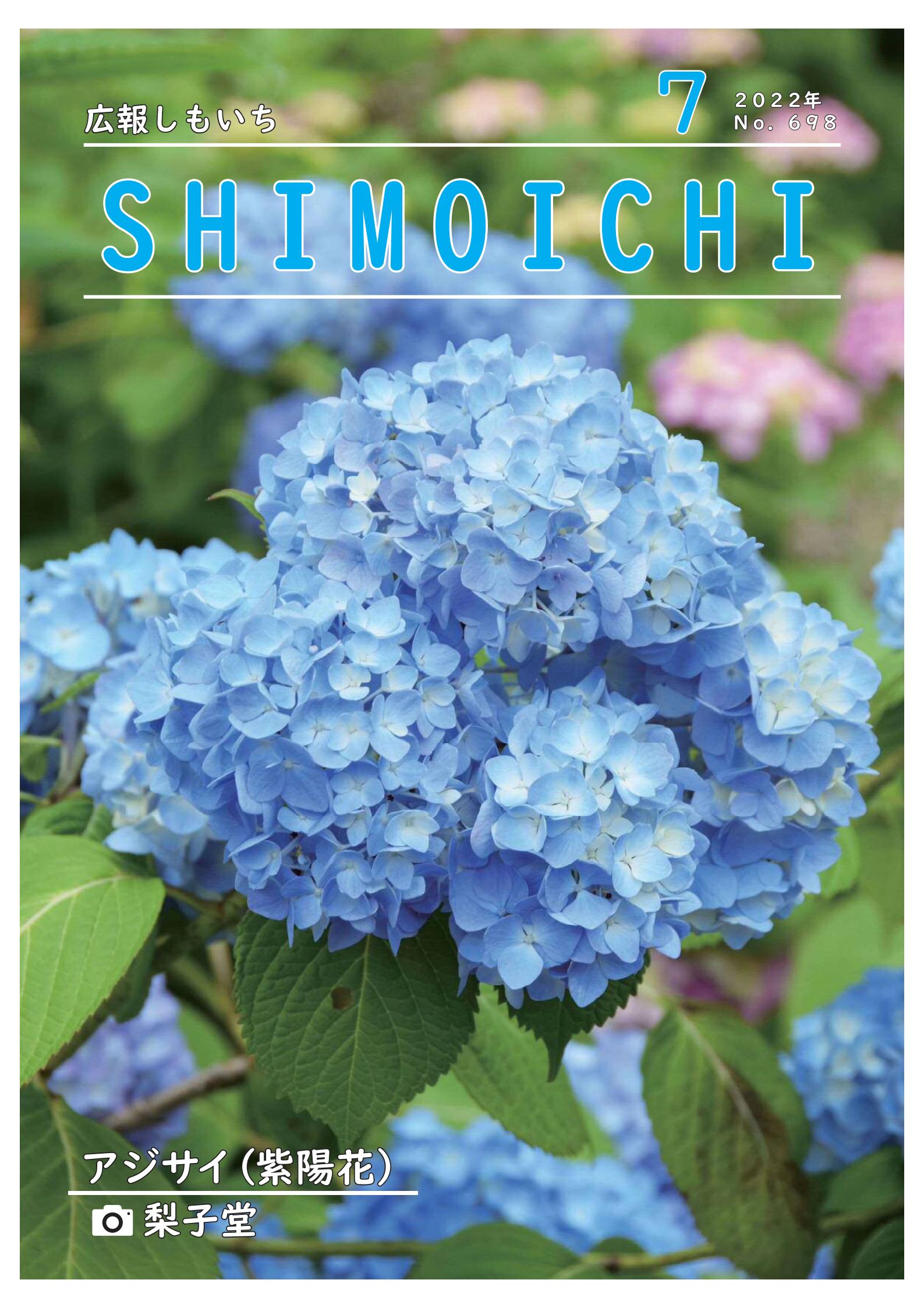


広報しもいち

7

2022年
No. 698

SHIMOICHI



アジサイ(紫陽花)

© 梨子堂

議会だより

令和4年第3回下市町議会（定例会）が6月6日から10日までの5日間の会期で開かれ、上程された議案はいずれも原案どおり可決等されました。

- ・承認（1件）、条例改正（1件）、契約締結（1件）、補正予算（2件）、同意（1件） 計6件
- ・6名の議員より一般質問

議案

▼専決処分した事件の承認について

（令和4年度下市町一般会計補正予算（第1号）について）

▼下市町ごみ処理手数料条例の一部を改正する条例

▼下市町在宅複合型施設春峯荘解体工事に係る請負契約の締結について

▼令和4年度下市町一般会計補正予算（第2号）について

▼令和4年度下市町水道事業会計補正予算（第1号）について

▼下市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

任期満了に伴い、委員の選任について、亀口幸久氏を選任することに同意されました。



一般質問

吉井辰弥議員から

○行政職員人材育成と協働のまちづくりについて

○重層的支援体制整備事業の現状と計画について

辻本光雄議員から

○副町長就任における抱負について

○外出支援タクシー事業について

松田哲子議員から

○ホームページに令和4年4月1日公開の下市町男女共同参画計画について

○町内の公園の整備について

○運動推進の取組について

○マスク着用と熱中症予防の対策について

川本和義議員から

○ハグビシンの農作物被害について

尾上治吉議員から

○令和4年度第一回町議会施政方針関連について

○下市町小中一貫校整備工事の進捗について

矢野和男議員から

○コロナ禍での住宅支援について

○コロナワクチンの4回目の接種について

○外出支援事業について

○町道の補修・部分拡幅について

○義務教育学校の交通安全について

○獣害対策について

8月1日（月）は固定資産税第2期の納期限です

納期内に納めましょう。

期限までに、お忘れないようにお納めください。

また、口座振替をご利用の方は、預金残高の確認をお願いします。

問合せ 税務課 IP 68-9066（直通）

瑞宝双光章 受章



保田 茂樹氏
(谷)

令和4年春の叙勲において、谷にお住いの保田茂樹氏に、長年にわたって教育に携わられた功績を讃え瑞宝双光章が贈られました。

保田氏は、教員38年のうち、6年を派遣社会教育主事、また下北山村の教育長を4年と長きにわたり教育に携われました。

今回の受章に対し、「一人でいたいたのではなく、家族、職場の同僚、友人、地域の人に支えられたおかげです。」と受章の喜びを話していました。

旭日双光章 受章



磯矢 淨昭氏
(桧皮蔵)

令和4年春の叙勲において、桧皮蔵にお住いの磯矢淨昭氏に、長年にわたる選挙管理委員会委員長の功績を讃え旭日双光章が贈られました。

磯矢氏は、選挙管理委員24年のうち、委員長を20年にわたりて従事され、適正な選挙に寄与されました。

今回の受章に対し、「委員長を長きにわたり務められたのは、他の委員や役場職員のみなさん、そして有権者の公正な判断のおかげです。」と受章の喜びを話していました。



表彰を受けた清水氏（上段右から2番目）
＝5月25日、奈良公園バスターミナル

総務省は、国民の行政に対する苦情の解決に多大な貢献をした行政相談委員等を対象に感謝状の贈呈を行いました。町内では、柄原にお住いの清水徹氏が、行政相談委員業務の遂行に特に尽力したとして、地域総括評価官感謝状が贈呈されました。

地域総括評価官感謝状の表彰

6/4

地域フォーラム開催

6月4日、令和4年度第1回地域フォーラムが下市観光文化センターで開催されました。

地域フォーラムは、知事と市町村長がテーマに関する発表及び意見交換を行い、地域の課題解決につなげる目的で開催されるものです。

今回のテーマは「奈良のまちづくり」であり、荒井奈良県知事、中井吉野町長、岡下大淀町長、松本町長の順で、テーマについて発



表を行いました。
その後、出席者による意見交換
が行われ、お互いの取組や活動について、活発な議論が行われました。



6/12

交通事故・振り込め詐欺ゼロを目指して

6月12日、下市グラウンドゴルフクラブ第3回大会が下市中央公園グラウンドで行われました。

開会式では吉野警察署と総務課による「安全・安心教室」が行われました。この教室は今回で19回目となり、会員に高齢者が多いことから、競技前に交通安全と防犯意識を高めるために開催されました。

吉野警察署小暮課長から交通安全に関する講話、下市駐在所田川



巡査部長からは防犯に関する講話があり、会員に向けて交通安全と防犯対策が呼びかけられました。また、2名の選手代表から「飲酒運転は絶対にしない。不審な電話があったら警察へ通報する。」など力強く安全宣言が行われました。

会員は新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策の両方をとりながら、プレーを楽しんでいました。

6/13

「とんぼ」のモニュメント寄贈



6月13日、下市町出身の彫刻家である島久幸氏が下市あきつ学園の新築を祝って、モニュメントを寄贈されました。

島氏は千葉県我孫子市のアトリエで作品を制作し、個展・グループ展などをを行い、日本各地でモニュメントを設置しています。モニュメントは令和5年4月開校予定の下市あきつ学園のシンボルとして、昇降口に設置予定となっています。



観光文化センターで作品を組み立てる島氏



校舎完成までは観光文化センターホールで展示

奈良県広域消防組合からのお知らせ

マスコットキャラクターの誕生

このたび、奈良県広域消防組合にマスコットキャラクターが誕生しました。

愛称は「まほろ隊長」です。これから、管内住民のみなさんから愛され、親しみをもってもらえるマスコットキャラクターとなるよう活動していきます。

みなさん、よろしくお願ひします。

詳しくはホームページをご覧ください。

URL : <http://www.naraksk119.jp/>

問合せ

奈良県広域消防組合 消防本部総務課

☎ 0744-26-0119



▲まほろ隊長紹介ページ

選挙管理委員会からのお知らせ

- 4月1日から5月16日までの間に募集したパブリックコメント「選挙当日の投票所閉鎖時刻の繰り上げ」について、ご意見ありがとうございます。

- いただいたご意見に対する回答は、町ホームページにて掲載させていただいております。

- 今後いただいたご意見を踏まえ、令和5年4月以降に執行する選挙における選挙当日の投票所閉鎖時刻の1時間繰り上げに向けて進めてまいります。

下市町選挙管理委員会



下市町保健センターからのお知らせ

場所／下市町保健センター

事業名	日 時	対象者・内容等
臨床心理士による こころの健康相談	7月 4日(月)	午後1時～ 介護・健康・育児・仕事の悩み等に対して臨床心理士が相談を受けます。 健康福祉課にご予約お願ひいたします。
日本脳炎予防接種 (Ⅱ期)	7月 26日(火)	午前9時30分～10時 【小学4年生】 平成24年4月2日～平成24年9月30日生 【高校3年生】 平成16年4月2日～平成16年9月30日生
幼児健診	7月 26日(火)	午後1時～ 詳細な時間は個別で案内します 【1歳6か月児】 令和2年12月1日～令和3年2月28日生
		午後1時30分～ 詳細な時間は個別で案内します 【3歳児】 平成30年12月1日～平成31年2月28日生

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、事業を延期・中止させていただく場合があります。

延期・中止の際はしもいちテレビ・下市町公式LINEで周知いたします。

問合せ 健康福祉課 保健予防係 IP 68-9065 (直通)

精神保健福祉士による相談会を毎月実施しています

日 時 7月 20日（水）午前9時～午後5時《予約制》

場 所 役場1階 相談室

※電話でのご相談もお受けします。

その他 電話で予約をお願いします。

予約の際に時間の調整をさせていただきます。

要予約



予約・問合せ 健康福祉課 障害福祉係 IP 68-9064 (直通)

たんぽぽカフェのお知らせ

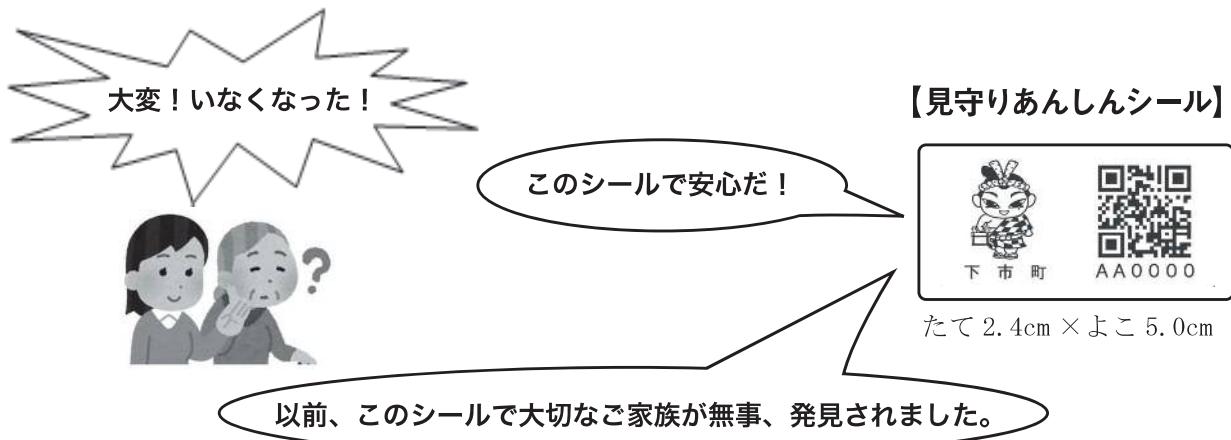
7月のたんぽぽカフェでは「夏祭り」を開催します！！コロナ禍でも楽しめるよう、工夫を凝らした出し物を準備してお待ちしています。

お気軽にご参加ください。

日 時	場 所	申込み	お問い合わせ
7月 8日 (金) 10時～12時	下市町交流センター ごんたくんの家	材料の準備がありますので <u>事前にお申込みください</u>	☎ 54-2107 担当：橋本

問合せ 下市町社会福祉協議会 ☎ 54-2107

見守りあんしんシールを配布します



下市町では認知症等が原因で行方不明となる可能性のある高齢者等の安全のために、【見守りあんしんシール】をご希望の方に配布していますので、お気軽にご利用ください。

【ご家族の方へ…】

認知症などで行方不明などの心配がある。



すぐに地域包括支援センター（健康福祉課）へ相談してください！



QRコードがついた見守りあんしんシールを配布します。衣服等に貼り付けます。

(例)



【万が一、行方不明となった・・・】

認知症等の高齢の方が何かお困りの様子…



衣類のQRコードを読み取ってみよう！



家族宛に発見通知メールが自動送信されます。

見つかった！



申請・問合せ 下市町地域包括支援センター（健康福祉課） IP 68-9065（直通）

外出支援タクシー券の交付について

下市町では高齢者・障害者の方を対象に、タクシー利用券を交付することで公共機関や病院等への外出を促し、日常生活の利便の向上を図るため下記のとおり事業を実施しております。

高齢者外出支援事業

対象者 ① 75歳以上の方

② 65歳以上74歳以下の住民税所得割非課税世帯の方で65歳以上の高齢者のみで構成する世帯の方

※ただし、下市町障害者外出支援事業に該当する方は除きます。



現在タクシー券をお持ちの方は、今年度から申請の必要はありません。7月下旬頃にタクシー券とバスチケットを送付します。

また、今まで1度も申請されていない方でタクシー券の交付を希望される方は、お問い合わせください。

障害者外出支援事業

対象者 ① 身体障害者手帳1・2級を持っている方

② 療育手帳A（A1・A2）を持っている方

③ 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方



現在タクシー券をお持ちの方は、今年度から申請の必要はありません。7月下旬頃にタクシー券とバスチケットを送付します。

また、今まで1度も申請されていない方でタクシー券の交付を希望される方は、お問い合わせください。

利用範囲 原則下市町内（ただし下市口駅は可）

交付内容 タクシー乗車料金の補助券（26枚）

奈良交通の路線バス区間で利用できるバスチケット（200円券×20枚）

なお、今回のタクシー券送付の際に外出支援事業（タクシー券交付）に関する意向調査を実施します。ご協力いただきますようよろしくお願いします。

問合せ 健康福祉課 IP 68-9064（直通）

「介護保険負担割合証」の更新について

《負担割合証について》

介護保険負担割合証とは、介護サービス利用者がサービスを利用した際の利用者負担を所得に応じて1割、2割、または3割のいずれかをお知らせするものです。

要支援・要介護認定を受けている全ての方及び事業対象の方には、利用者負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を発行していますが、有効期限が7月31日までとなっています。

つきましては、8月1日からの「介護保険負担割合証」を**7月中旬に郵送**いたしますので、ご確認ください。

なお、有効期限の過ぎた「介護保険負担割合証」につきましては、処分していただきますようお願いします。

介護保険負担限度額認定証の更新手続きについて

《負担額の軽減制度について》

介護保険の施設入所やショートステイを利用した際の食費・居住費について、低所得者の負担が過重とならないよう、課税状況、資産、年金収入の状況に応じて自己負担が軽減される制度です。

現在「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方については、有効期限が7月31日となっておりますので、**引き続きサービスをご利用の場合は、新たに申請が必要となります。**

お忘れのないよう早めの手続きをお願いいたします。

※施設入所を継続されない方に関しましては更新は不要となります。

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

介護保険負担限度額認定証			
交付期月日 年 月 日			
番号			
被保険者			
姓 名			
見本			
生年月日	年	月	日
誕生日	年	月	日
令和	年	月	日
扶養親類	内		
ユニット型宿泊	内		
ユニット型個别的多床室	内		
要支給型宿泊(特養等)	内		
要支給型宿泊(老健・介護等)	内		
多床室	内		
保険者番号	2	9	4
及び保険者名前及	4	4	3
住所	下市町	9	

問合せ 健康福祉課 介護保険係 IP 68-9064 (直通)

令和4年度国民年金免除申請の受付が始まります

7月1日より、令和4年度分(令和4年7月～令和5年6月分)の免除申請の受付が始まります。

経済的な理由により、保険料を納めることができない場合は、申請していただくことで保険料が免除または猶予される制度です。

申請日より2年1か月分までさかのぼって免除申請をすることができます。

※本人・配偶者・世帯主の所得制限があります。

※一部免除の場合は、減額された保険料を納めないと未納期間となりますので、必ず納めてください。

保険料の追納

免除・納付猶予された保険料は、10年以内であれば後から納める(追納) ことができます。免除期間がある場合は、保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。追納することで年金の受給額を増やすことができます。

※免除等の承認を受けられた期間の翌年度から、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされます。

申請に必要なもの

基礎年金番号がわかるもの、またはマイナンバーがわかるもの

離職・退職された方は、「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」

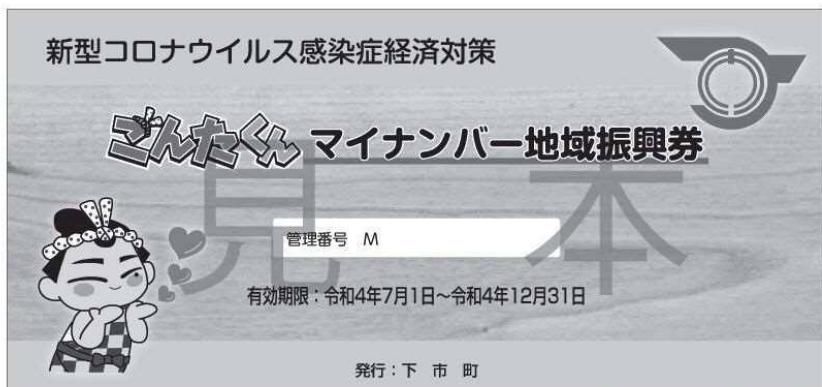
※新型コロナウイルス感染症の影響による免除申請も受付しております。

問合せ 住民保険課 IP 68-9063 (直通)

大和高田年金事務所 ☎ 0745-22-3531

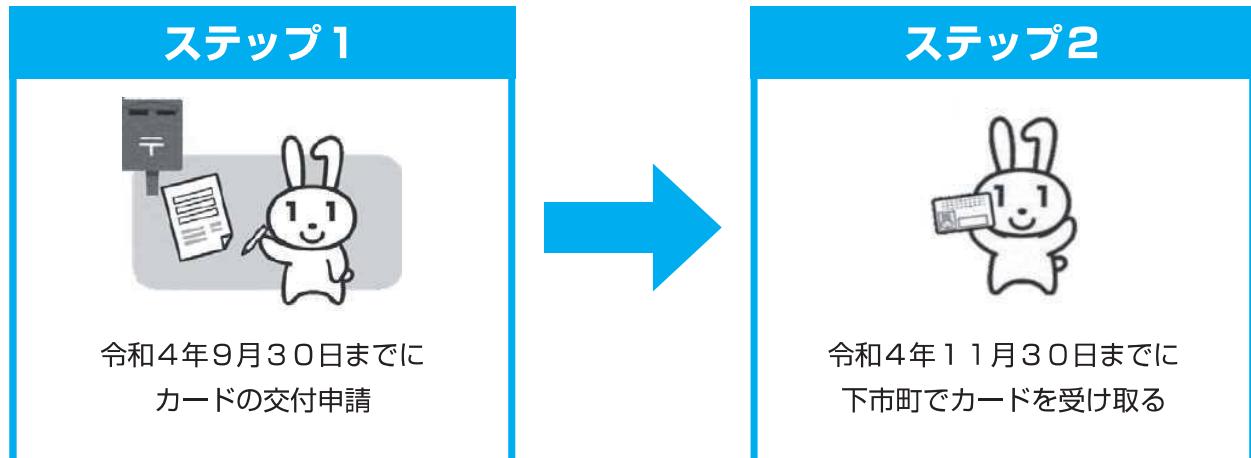
これから作る方もまだ間に合います！

マイナンバーカードを作ると 地域振興券5,000円分を追加交付



有効期限：令和4年7月1日～令和4年12月31日

[交付条件]



役場で申請する場合

【必要なもの】

運転免許証などの
本人確認書類



スマホで申請する場合

【必要なもの】

QRコード付き申請書





マイナンバーカードを作ったはずなのに マイナンバー地域振興券が届いていない場合



カードの受け取りは
お済みですか？



下市町役場で
カードと一緒に
振興券も交付します

有効期限が切れていませんか？



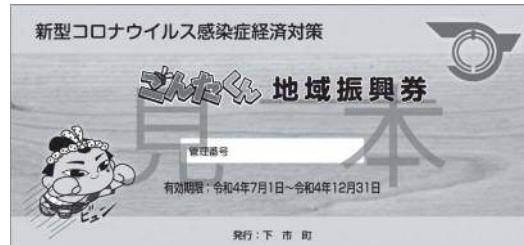
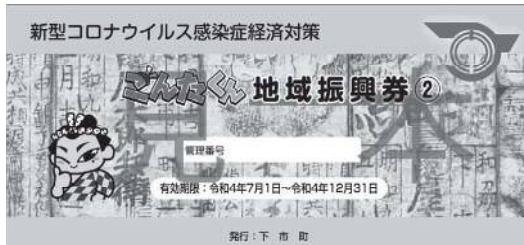
住所の記載が
下市町になっていますか？



マイナンバーカード
を持参し役場まで
お越しください



通常の地域振興券も届いていない場合



*配達時に不在だった場合、不在票が投函され、
7月3日までは郵便局で保管される予定です。

*受け取りが出来なかった場合や、
届いていない方は、7月6日以降に
下市町役場までご連絡ください。

問合せ 地域づくり推進課・住民保険課 ☎ 52-0001 (代表)

国民健康保険高齢受給者証の切り替えは郵送で行います

現在ご使用中の国民健康保険高齢受給者証は、有効期限が7月31日となっておりますので、8月1日以降は使用できなくなります。新しい高齢受給者証は郵送（簡易書留）で7月下旬に送付させていただきます。現在ご使用中の高齢受給者証は8月1日以降に廃棄処分していただきますようお願い致します。

対象者 国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方

※令和5年7月31日までに75歳になる方につきましては、
75歳になる誕生日から後期高齢者医療に切り替わりますので、
誕生日の前日までが有効期限となります。

奈良県 国民健康保険高齢受給者証			
有効期限		令和 年 月 日	
交付年月日		令和 年 月 日	
記号	奈37	番号	(校番)
被 保 主	住所		
	氏名		
被 保 障 被 保 障 者	氏名		
	生年 月日		
見 本			
一部負担 金の割合			
免効期日			
請求書番号 <small>該するに交付 書の名称及 び印</small>			
<input type="checkbox"/> 290783			
下市町			
印			

国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、国民健康保険特定疾病療養受療証の更新手続きについて

奈良県 国民健康保険限度額適用認定証			
有効期限		令和	年 月 日
交付年月日		令和	年 月 日
記号	奈37	番号	(技器)
世帯主	住所		
	氏名		
適用対象者	氏名		
	生年 月日		
発効期日			
適用区分			
保険者番号 堂(戸)交付 者の名称及 方印			
見 本			
下市町			
			

奈良県 国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証							
有効期限	令和 年 月 日						
交付年月日	令和 年 月 日						
記号	奈 3 7	番号	(校番)				
世帯主	住所						
	氏名						
被保険者 対象 若く 或いは 既婚	生年 月日						
見 本							
発給期日							
適用区分							
長期入院 該 当			交付 者印				
南側者番号 並びに交付 者の名前 及び印	[]	2	9	0	7	8	3
	下市町						
	印						

奈良県 国民健康保険 特定疾病療養受療証									
有効期間 令和 年 月 日 交付年月日 令和 年 月 日									
認定疾病名									
記号	奈 3 7		番号	(捺印)					
被 保 険 者	氏名								
	生年 月日								
見 本									
効効期日									
自己負担 限度額									
領取者番号 並びに交付 者の名前及 印章	□		2	9	0	7	8	3	
	下市町 印								

現在ご使用中の上記認定証および受療証については、有効期限が7月31日までとなっています。引き続き入院や通院等により証が必要な方は、再度、住民保険課で更新手続きをしていただきますようお願いいたします。

更新手続きに必要なもの・・・国民健康保険被保険者証

**8月1日（月）は国民健康保険税第1期分の納期限です
納期内に納めましょう。**

納期限を守って、納め忘れのないようにしましょう。

※口座振替をご利用の方は、8月1日（月）が振替日となります。
預金残高のご確認をお願いします。

問合せ 住民保険課 国民健康保険係 IP 68-9063 (直通)

下市町国民健康保険税の賦課限度額が変わります

国民健康保険税の医療保険分と後期高齢者支援金分について、国民健康保険の加入世帯に課税される年間の保険税上限額（賦課限度額）が下表のとおり引き上がります。

●令和4年度下市町国民健康保険税率

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分 (40歳～64歳の方)
平 等 割 (1世帯につき)	19,500円	7,200円	
均 等 割 (1人につき)	26,400円	9,600円	16,800円
所 得 割	7.5%	2.8%	3.1%
賦 課 限 度 額	630,000円 ↓ 650,000円	190,000円 ↓ 200,000円	170,000円 (変更なし)

※昨年度からの変更点については上記表内の『賦課限度額（医療保険分・後期高齢者支援金分）』のみで、その他税率等については変更ありません。

未就学児にかかる国民健康保険税の均等割額が減額されます

令和4年度から、未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある被保険者）にかかる当該年度分の医療保険分及び後期高齢者支援金分の均等割額が5割減額となります。低所得者軽減が適用されている世帯は、軽減後（7・5・2割軽減）の額から5割減額となります。

未就学児1人あたりの均等割額（年額）		
低所得者軽減	医療保険分	後期高齢者支援金分
7割軽減	3,960円	1,440円
5割軽減	6,600円	2,400円
2割軽減	10,560円	3,840円
軽減なし	13,200円	4,800円

※未就学児均等割額の軽減については、申請をしていただく必要はなく、自動的に軽減適用されます。

※未就学児均等割額の軽減後の税額が賦課限度額を超えている場合は、賦課限度額が税額となります。

ジェネリック医薬品を活用しましょう

下市町では、新薬（先発医薬品）と同じ成分で安価なジェネリック医薬品（後発医薬品）を推奨しています。ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に新薬と同じ有効成分で製造販売される医薬品のことです、新薬と比べて開発期間が短く低コストなため、安く購入することができる所以、薬代の負担を抑えることができます。ぜひ、この機会にジェネリック医薬品への切り替えをご検討下さい。

問合せ 住民保険課 IP 68-9063（直通）

後期高齢者医療保険について

新しい被保険者証を送付します

8月1日からご使用いただく新しい「被保険者証」を7月下旬に『簡易書留』でお届けします。

10月1日に後期高齢者医療制度の改定が行われることに伴い、新しい「被保険者証」は、右上の有効期限が**「令和4年9月30日」**となっています。10月1日以降にご使用いただける被保険者証は、9月下旬に『簡易書留』でお届けします。

8月1日以降に医療機関にかかるときは、必ず新しい「被保険者証」をご提示ください。

なお、有効期限の切れた被保険者証は、ハサミを入れるなどして処分してください。



限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

5月末現在において、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証が発行されている被保険者の方で、8月1日以降も引き続き発行対象となる方につきましては、7月下旬に新しい認定証を郵送します（更新手続きは不要です）。

なお、入院等による新規での申請も受け付けています。発行対象にならない場合もありますので、先にお電話でお問い合わせのうえ、申請手続きをしてください。

令和4年度保険料額決定通知書は7月中旬に郵送します

令和4年度保険料について

保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

保険料の納付方法は、原則年金から天引き（特別徴収）されます。

特別徴収の対象とならない方は、納付書や口座振替で納めていただくことになります。（普通徴収）

《令和4年度保険料（年額）の計算方法》

均等割額 (被保険者1人当たり) 50,500円

+

所得割額 (総所得金額等 - 基礎控除43万円) × 所得割率9.93%

II

被保険者の保険料 (100円未満切り捨て)

(1人当たり上限額 66万円)

◆均等割額は世帯の所得により軽減があります。

8月1日(月)は後期高齢者医療保険料第1期の納期限です

期限までに、お忘れのないようにお納めください。また、口座振替ご利用の方は、預金残高のご確認をお願いします。

※詳しくは、住民保険課または、奈良県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

問合せ 住民保険課

IP 68-9063 (直通)

奈良県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0744-29-8430

新型コロナウイルス感染拡大防止のため 医療費受給資格証の更新を郵送で行います

町では、子ども、心身障害者、ひとり親家庭等、重度心身障害老人等、精神障害者の方に対する医療費の助成を行っています。現在、助成を受けている方は、7月31日で医療費受給資格証の有効期限が切れます。（※子ども医療費助成受給資格の方を除く）

8月1日より引き続き助成対象になると思われる方には、申請（更新）書類を送付しますので、同封の返信用封筒にて下記書類の郵送をお願いいたします。

※子ども医療費助成受給資格の方は、受給資格証の有効期限は切れずそのままお使いいただけますが申請は必要です。

※重度心身障害者老人等医療費助成受給資格の方は、受給資格証の交付はありませんが申請は必要です。
申請書等を提出されないと、医療費の助成ができませんのでご注意ください。

更新手続きに必要な書類

- ①申請書（必要事項を記入・捺印したもの）
 - ②健康保険証・振込先の通帳の写し（前回申請時から変更がある場合）
- ※扶養義務者等が他市町村に在住の方及び令和4年1月2日以降に転入された方は、令和4年度課税（非課税）証明書（令和3年中所得）もしくはマイナンバー利用同意書が必要です。

問合せ 住民保険課 福祉医療係 IP 68-9063（直通）

上水道基本料金減免事業について

下市町において、新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響をもたらしている現下の状況を踏まえ、生活支援及び経済的負担の軽減から水道料金の『基本料金』を6か月間減免します。

今回の減免措置につきましては、お客様からの申し込み手続きは必要ありません。

支援内容

★水道料金（口径を問わず）の基本料金（メーター使用料含む）を減免します。

口径13mmのご家庭で、1か月1,540円安くなります。

なお、口径によって減免額が変わります。

※今回は上水道の基本料金についてのみ、減免する支援策となります。

下水道使用料については、対象外です。

基本水量（7立方メートル以内）の使用水量については、基本料金内の使用となり、
上水道料金は免除となります。

基本水量以上に水量を使用される超過水量分についてはご請求することになります。

※臨時用は対象外です。

減免期間及び実施期間

★期間については6か月間です。

★実施時期につきましては、奇数月の検針地区は（7月検針分・9月検針分・11月検針分の6か月間）、偶数月の検針地区は（8月検針分・10月検針分・12月検針分の6か月間）となります。

※2か月に一度水道メーターを検針し、毎月請求しています。

問合せ 上下水道課 ☎ 52-5540（代表） IP 68-9076（直通）

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の支援のため新たな給付金給付金の支給を実施します。

支給対象者

下記の①と②・③のどちらかに当てはまる方（※ひとり親世帯の方を除く）

①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合20歳未満）を養育する父母等

（※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

②令和4年度分の住民税（均等割）が非課税の方

③令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

支給について

I 令和4年4月分の児童手当・特別児童扶養手当を受給されている方

・申請不要で受け取りができます。

・令和4年4月分の児童手当・特別児童扶養手当の支給口座に振り込みます。

II 上記以外の方（例 高校生のみ養育されている方、収入が急変した方）

・申請が必要です。

・申請内容を確認し、指定口座に振り込みます。

III 公務員（令和4年度の住民税が非課税）の方

・申請が必要です。

・申請書に所属庁より児童手当の認定を受けていることがわかる証明が必要です。

申請される方は
下記までお問い合わせください



支給額

児童一人あたり5万円

問合せ 健康福祉課 子育て世帯生活支援特別給付金係 IP 68-9064（直通）

農地を貸したい方、借りたい方を募集！！

（公財）なら担い手・農地サポートセンターでは、農地の出し手（貸したい方）から農地を借り受け、受け手（借りたい方）にマッチングします。

募集期間

出し手（貸したい方）：随時受付

受け手（借りたい方）：随時受付し、年12回（毎月）公表します。

対象農地：市街化区域以外の区域にある農地

※センターが農地を借り受ける条件は、農地として利用が困難でないこと、十分な受け手が見つめることです。

※受け手の氏名・希望地区等をインターネットで公表します。公表は年12回（毎月）行います。

問合せ

公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター（農地中間管理機構）

〒634-0065 橿原市畝傍町53番地

☎0744-21-5020 HP【<http://www.nara-ninanou.sakura.ne.jp/>】

なら担い手・農地サポートセンターは、法律に基づき県知事の指定を受けた公的機関です。

安心してご利用ください。

法務局があなたの大切な遺言書を守ります 預けて安心！自筆証書遺言書保管制度

遺言書を作成して、相続トラブルを未然に防止しましょう！

〈遺言書を作成しておくと・・・〉

- ・あなたの意志に従った遺産の分配ができます。
- ・相続人以外の方にも財産の分配（遺贈）ができます。



遺言書を作成したときは、法務局の管理制度をご利用ください！

〈本制度を利用すると・・・〉

- ★遺言書の紛失・改ざんや隠ぺいの心配がありません。
- ★家庭裁判所の検認が不要となります。
- ★保管の申請には、1通につき、手数料3,900円がかかります。



【本制度の問合せ先】 ※本制度の申請手続には予約が必要です。

ホームページによる問合せ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/nara/> 奈良地方法務局

電話による問合せ（平日午前8時30分～午後5時15分）

奈良地方法務局供託課 ☎ 0742-23-5456

奈良地方法務局五條支局 ☎ 0747-22-2484



自衛官募集のお知らせ

募集コース	自衛官候補生 (中途採用も含む)	一般曹候補生	航空学生	防衛大学校学生(一般)
対象年齢	採用予定月の1日現在 18歳以上33歳未満 32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者	令和5年4月1日現在 海:18歳以上23歳未満 (高卒者(見込含)又は高専3年次修了者(見込含)) 空:18歳以上21歳未満 (高卒者(見込含)又は高専3年次修了者(見込含))	令和5年4月1日現在 18歳以上21歳未満 (高卒者(見込含)又は高専3年次修了者(見込含))	
受付締切	令和4年8月23日(火)	令和4年9月5日(月)	令和4年9月8日(木)	令和4年10月26日(水)
試験期日	令和4年8月27日(土)	1次試験 令和4年9月15日(木) ～18日(日)の指定する1日 2次試験 令和4年10月8日(土) ～23日(日)の指定する1日	1次試験 令和4年9月19日(月) 2次・3次試験 各次合格時に通知します。	1次試験 令和4年11月5日(土) 及び6日(日) 2次試験 令和4年12月6日(火) ～10日(土)の指定する1日
試験種目	学科試験 作文 口述試験 適性検査 身体検査	1次試験 筆記試験 適性検査 2次試験 口述試験 航空身体検査 3次試験 海 空 操縦適性検査 医学適性検査	筆記試験 適性検査 口述試験 航空身体検査 適性検査 航空身体検査 操縦適性検査 医学適性検査	1次試験 学科試験 小論文試験 2次試験 口述試験 身体検査
試験場所	航空自衛隊奈良基地	1次試験 航空自衛隊奈良基地 2次試験 1次合格時に通知します。	1次試験 航空自衛隊奈良基地 2次・3次試験 各次合格時に通知します。	1次試験 航空自衛隊奈良基地 2次試験 1次合格時に通知します。

問合せ・申込 自衛隊奈良地方協力本部五條地域事務所（担当：古田、上小園、山岡）

〒637-0004 五條市今井5丁目1-12 サンタウン2階 ☎ 0747-22-3789



くらしの情報

Information

下市温泉秋津荘・明水館・ごんた食堂 営業日のお知らせ

営業時間 午前11時～午後7時
(受付は午後6時30分まで)

ごんた食堂

【平日】

午前11時30分～午後2時、午後4時30分～7時

【土・日・祝日】

午前11時30分～午後7時

(ラストオーダー 午後6時30分まで)

※風呂の日には、お得な当日限定の日替わりメニュー
『風呂の日定食』がございます。

各種宴会を承っております。詳細は、ごんた食堂へ。

7月の営業日カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	(4)	(5)	6	7	8	9
10	(11)	12	13	14	15	16
17	18	(19)	20	21	22	23
24	31	(25)	(26)	27	28	29
						30

※今月の風呂の日は26日です

※5日は施設点検のため臨時休業いたします。

問合せ

下市温泉秋津荘・明水館

☎ 52-2619 (フロイク)

IP 68-9081

下市町森林公園「やすらぎ村」指定管理者募集

町では、森林公園やすらぎ村の指定管理者を募集します。

募集要項の配布

7月1日（金）～7月15日（金）

午前8時30分～午後5時15分（土・日除く）

※詳細については、下記までお問い合わせください。

問合せ 地域づくり推進課 IP 68-9070

吉野三町無料法律相談 (奈良弁護士会所属弁護士による無料相談)

日 時 7月15日（金）午後1時～4時

場 所 吉野町役場

予約・問合せ 吉野町役場 町民税務課

☎ 0746-32-3081

中南和法律相談センター無料法律相談

（県内中南和各地で随時開催しています）

予約・問合せ 奈良弁護士会

中南和法律相談センター係

☎ 0742-22-2035

法テラス南和法律事務所

（常駐の弁護士が相談にあたります）

場 所 大淀町大字下渕68番地の4

やすらぎビル4階

問合せ ☎ 050-3383-0025

※無料になる場合があります。

まずは電話でお問い合わせを。

消費生活相談

日 時 毎週木曜日 午後1時～4時

開催日等は直接お問い合わせください。

場 所 吉野町役場

問合せ 吉野町役場 町民税務課

☎ 0746-32-3081 (代表)

町展・下市町芸能発表大会を開催します

○第59回 町展

開催日 10月29日（土）～10月30日（日）

場所 下市観光文化センター

○第35回 下市町芸能発表大会

開催日 11月3日（文化の日）

場所 下市観光文化センター

なお、新型コロナウイルス感染症拡大状況により、内容等の変更をさせていただく場合もあります。

問合せ 教育委員会事務局 ☎ 52-1711

農地の転用・売買・賃貸借には 農業委員会への手続きが必要です

農地法に基づき、農地を転用、所有権移転、賃貸借契約等を行う場合は、農業委員会の許可や届け出が必要となります。

また、農地の形状を変更（田を畠等）する場合にも届け出が必要となります。事務手続きにつきましては農業委員会事務局にご相談ください。

問合せ 農業委員会事務局（地域づくり推進課内）

IP 68-9070 (直通)

農薬の適正使用について

農薬はラベルに表示されている内容に従って使用することが義務づけられています。

農薬を使う時は周辺の人、物、農作物などに配慮して下さい。

特に、学校・公園・住宅地などに隣接する場所で農薬を使用する場合は、飛散防止の取組と周辺住民への事前周知を徹底しましょう。

地域づくり推進課

社協だより

いつも善意銀行に預託をいただき、ありがとうございます。
5月16日～6月15日の期間に、次の皆さんから預託をいたしました。

・供養として
 枇谷 佳保（新住） 5万円
 中村 友美（上阪） 5万円
 森 博文（都町） 2万円

（敬称略）

相談内容	場所	相談日	時間
行政・人権・心配ごと相談 行政相談員・人権擁護委員 民生児童委員が相談を受けます。 (電話相談も可)	下市町交流センター (ごんたくんの家) ☎ 52-6125	7月7日(木)	午後1時 3時
		8月4日(木)	
人権・心配ごと相談 人権擁護委員・民生児童委員が 相談を受けます。 (電話相談も可)	下市町交流センター (ごんたくんの家) ☎ 52-6125	7月21日(木)	
		8月18日(木)	



火災・救急は119
付いていますか？住宅用火災警報器
奈良県広域消防組合 下市消防署
<http://www.narakssk119.jp/>

夏は、花火のシーズンですが、取扱い上の不注意から毎年火災が発生しています。素敵な思い出にするためにも以下のことに注意しましょう。

- ①子供だけで花火をしない。
- ②周りに燃えやすい物がある場所ではない。
- ③水バケツを準備して確実に火を消す。
- ④風の強い日はしない。

下市消防署からのお知らせ

[火遊び・花火による火災の防止]

★この国の危機管理失敗の本質

この国
柳田邦男

危機管理

失敗の本質

コロナ禍における戦略思想の欠落、巨大津波における警鐘抹殺、原発被害者の視点からの欠陥分析、政治の言語崩壊。徹底的な調査と検証で、日本の組織を蝕む「負の遺伝子」をあぶり出す。

7月の休館日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24 31	25	26	27	28	29	30

- ★○印が休館日です
- ★開館時間 木曜日～月曜日
午前9時～午後5時
- ★開館時間以外は、玄関脇の返却BOXへお返しください。
(DVD・ビデオテープを除く)

図書館だより

おはなし会
「図書館まつり」
準備のためお休みします

「図書館まつり」は7月24日(日)開催です。
おはなしの会のメンバーを募集中です。
お話しや本に興味のある方、図書館受付まで気軽にお問合せください。

下市観光文化センター(下市町立図書館)

IP 52-11711
☎ 681-9080

～ご存じですか？障害に関するマーク～

障害に関するマークの一例を紹介します。これらのマークを正しく理解し、すべての人が暮らしやすいまちを目指しましょう。

障害者のための国際シンボルマーク



障害者が利用できる建物、施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。全ての障害者を対象としたものです。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮についてご協力をお願いします。

盲人のための国際シンボルマーク



盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮についてご協力をお願いします。

聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）



聴覚障害があることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示されるものです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

身体障害者標識（身体障害者マーク）



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示されるものです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

問合せ 健康福祉課 IP 68-9064



下市町立図書館 新図書リスト

実家の空き家問題を解決する！	主婦の友社 / 編
先生、どうか皆の前でほめないで下さい	金間大介
口トレ・脚トレで若返り！	飯島勝矢 / 監修
庭の楽しみ	境野 隆祐ほか / 監修
世界が青くなったら	武田綾乃
独り立ち	佐伯泰英
豆腐尽くし	岡本さとる
道徳教室	高橋秀実
ダンボール	ユン・ヨリム
カaimanのクロ	M・E・マンリケ
北条政子	後藤ひろみ / 原作
やっぱりさんねんないきもの事典	今泉忠明 / 監修
レッツもよみます	ひこ・田中
まっしうめん！木刀の重み	あさだりん
ふしぎ駄菓子屋錢天堂 17	廣嶋玲子
怪盗レッド 20	秋木真

広告